

諮問日：令和4年9月28日（令和4年度（情）諮問第18号）

答申日：令和5年2月1日（令和4年度（情）答申第33号）

件名：東京高等裁判所における、特定月日の特定の部の開廷表に記載されている  
開廷情報の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「本月18日の民8の開廷表開廷情報（期日変更前後のものを含む）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和4年7月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

開廷情報の文書が存在しないというのにはありえない。私の民事事件の期日が当日に入っていて、それがその当日取消になっていて、取消理由も不明である。公開の裁判が突然、理由不明で取消され、その後、代替期日など設定されないのは不自然である。裁判が消えさり後かたも残っていないというのは不自然だ。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、原判断庁において、申出内容を「特定年月18日の原判断庁の民事第8部の開廷表に記載されている開廷の情報（期日変更前後のものを含む）」と整理し、探索を行ったが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、開廷情報の文書が不存在だというのはあり得ず、裁判が消え去り、跡形も残っていないというのは不自然である旨主張する。
- 3 この点、本件開示申出に係る司法行政文書としては、開廷情報の記載された開廷表が想定されるどころ、原判断庁の民事部において、開廷表は、各部（裁判部）から民事訟廷事務室に交付された後、期日取消し等により当該開廷表が不要となった場合には、同室において廃棄することとしている。また、指定された期日が存在しない場合には、開廷表を作成しない。
- 4 実際、原判断庁の民事第8部において、特定年月18日に期日が指定されていた事件の期日は取り消されている。したがって、当該期日の取消し前の開廷表については、民事第8部から民事訟廷事務室に交付され、同室において取得していた蓋然性は高いが、3のとおり、当該期日が取り消された時点で、当該開廷表は同室において廃棄されたものと考えられる。また、当該期日が取り消されたことから、特定年月18日に指定された期日はなく、同日の当該期日取消し後の開廷表を作成又は取得していない。

以上より、本件開示申出に係る文書については、原判断庁において実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年9月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月16日 審議
- ④ 令和5年1月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「特定年月18日の原判断庁の民事第8部の開廷表に記載されている開廷の情報（期日変更前後のものを含む）」の

開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

本件開示申出に係る司法行政文書として、開廷情報の記載された開廷表が想定される場所、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁の民事部において、開廷表は、各部（裁判部）から民事訟廷事務室に交付された後、期日取消し等により当該開廷表が不要となった場合には、同室において廃棄されること、また、指定された期日が存在しない場合には、開廷表は作成されないこと、原判断庁の民事第8部において、特定年月18日に期日が指定されていた事件の当該期日が取り消されたこと、当該事件のほかに特定年月18日に指定された期日はなかったことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、当該期日の取消し前の開廷表については、民事第8部から民事訟廷事務室に交付され、同室において取得していた蓋然性は高いが、当該期日が取り消された時点で、当該開廷表は同室において廃棄されたものと考えられること、また、当該期日が取り消されたことによって特定年月18日に期日を指定された事件はなくなったこと、これらの事由によって、同日の当該期日取消し後の開廷表を作成し、又は取得していないとした上で、本件開示申出に係る文書については、原判断庁において実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、開廷情報の文書が不存在だというのはあり得ず、裁判が消え去り、跡形も残っていないというのは不自然である旨主張するが、苦情申出人の主張は、本件開示申出文書が東京高等裁判所に存在することを具体的に裏付けるものではなく、採用することはできない。

そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保

有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子